

指定短期入所事業所 モア・しょうえい

重要事項説明書

令和6年 4月 1日

社会福祉法人 愛の友協会

指定短期入所事業所 モア・しょうえい

重要事項説明書

令和6年 4月 1日

本重要事項説明書は、当施設とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当施設では、利用者に対して指定短期入所サービスを提供します。
当サービスの利用は、原則として居宅生活支援費の支給決定を受けた方が対象となります。

◆目次◆

1. サービスを提供する事業者
2. 利用施設
3. 事業実施地域及び営業時間
4. サービスに係る設備等の概要
5. 職員の配置状況
6. 当施設が提供するサービスと利用料金
7. 利用者の記録や情報の管理、開示について
8. 苦情の受付について
9. 非常災害対策
10. 虐待の防止のための措置に関する事項
11. 身体拘束等の適正化について

社会福祉法人 愛の友協会
指定障害者支援施設 モア・しょうえい
当事業所は、千葉県指定短期入所事業所の指定を受けています。
千葉県知事指定第1233200011号

1. サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人 愛の友協会
所在地	千葉県長生郡長生村金田 2 1 3 3
電話番号	0 4 7 5 - 3 2 - 2 5 8 7
代表者氏名	理事長 日谷 文雄
設立年月日	昭和 28 年 4 月 7 日

2. 利用施設

施設の種類	指定短期入所事業所 平成 18 年 10 月 1 日 千葉県知事指定 第 1 2 3 3 2 0 0 0 1 1 号
施設の目的	障がい者に対して心身の状況、その置かれている環境に応じた最も適切な支援を提供することにより、障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、障がい者の福祉の増進を図ります。
主たる対象者	身体障害者、難病等対象者
施設の名称	指定障害者支援施設 モア・しょうえい
施設の所在地	千葉県長生郡長生村金田 2 1 3 3
電話番号	0 4 7 5 - 3 2 - 2 5 8 7 (内線 1 6 0)
施設長	鵜沢 ひとみ
サービス管理責任者	鵜沢 ひとみ
施設の運営方針	1. 利用者の意思及び人格を尊重し、積極的な社会参加を進めるとともに、生活全般に亘り、付加価値の高いサービスの提供を目指します。 2. 地域・ボランティア等関係各方面との連携に努め、相互理解を深めます。
開設年月日	平成 20 年 4 月 1 日
利用定員	1 人

3. 事業実施地域及び営業時間

事業実施地域	千葉県全域
営業日	年中無休
受付時間	午前 9 : 00 ~ 午後 17 : 00 (土日祝日年末年始を除く)
サービス提供時間帯	24 時間

4. サービスに係る設備等の概要

(1) 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	1室	設備：洋室、ギャジベット、ワイヤレスコール、冷暖房完備

(2) 居室以外の施設設備の概要

当施設では、居室以外に下記の施設設備をご利用頂くことができます。これらは、厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている施設設備です。これらの利用については、利用者にご負担頂く費用はありません。

施設設備の種類	室数	備考
食堂	1室	テレビ
医務室	2室	医務器具・医薬品
静養室	2室	感染対策室としても利用
浴室	1室	機械浴槽・一般浴槽・リフター・チェア
洗面所	4室	A棟2・C棟2
便所	4室	A棟3・C棟5
相談室	1室	
多目的室	1室	訓練用具・テレビ・DVD カラオケ等
娯楽室・談話室	2室	テレビ・図書
倉庫	2室	車椅子・介護用品

(3) 利用に当たって別途利用料金をご負担頂く施設設備は特にありません。

(4) 施設設備ご利用上の注意事項

当施設において、居室その他の施設設備をご利用頂くに当たって、以下の点にご注意下さい。

- ① 利用者の意思に基づいて、施設の設備及び職員の身体に危害を及ぼした場合、それに準じた行為（メガネ・コンタクトレンズ等の破損）において、全額の弁償を求めることがあります。
- ② 喫煙は原則として認めておりません。（全館禁煙）
- ③ 飲酒は原則として認めておりません。
- ④ 利用者が異性の居室を訪問する際は、勤務スタッフに連絡して下さい。
- ⑤ 危険物等の持ち込みは禁止します。
- ⑥ 私物持ち込みは、最小範囲とさせていただきます。範囲を超えた私物については、防災上、身元保証人にお引き取り頂きます。

5. 職員の配置状況

職種	常勤換算	常勤	非常勤	指定基準
1. 施設長	1名	1名	0名	1名
2. サービス管理責任者	1名	1名	0名	1名
3. 医師		0名	1名	必要数
4. 栄養士	1名	1名	0名	1名
5. 看護職員	1名以上	1名以上	1名	15名以上
6. 介護職員	14名以上	10名以上	5名以上	

当施設では、利用者に対して指定障害者支援施設サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

常勤換算とは、職員がそれぞれの週当たりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

例・・・1日4時間、週5日勤務の職員（1週間で20時間勤務）が5名入る場合、常勤換算では、2.5名（4時間×5日×5名÷40時間＝2.5名）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 施設長	日中： 8：30～17：30 1名
2. サービス管理責任者	日中： 8：30～17：30 1名
3. 医師	日中： 1回以上／月 1名
4. 栄養士	日中： 8：00～17：00 1名
5. 看護職員	毎日： 8：30～17：30 1名以上
6. 介護職員	早番： 7：00～16：00 遅番： 10：30～19：30 遅番1： 12：45～21：45 夜勤： 21：30～ 8：15 日中： 1週40時間未満の勤務対象 5名以上 } 10名以上で 交代勤務

6. 当施設が提供するサービスと利用料金（契約書 第3条、第4条、第5条参照）

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ① 介護給付費等から給付されるサービス
- ② 利用料金の全額をお支払い頂くサービス（①以外のサービス）

(1) 介護給付費等の対象となるサービスと利用料金

以下のサービスについては、食費・高熱水費を除き、9割が介護給付費の給付対象となります。施設が介護給付費等を市町村から直接受ける（代理受領する）場合、利用者は利用者負担分として、個別減免が適用されない場合、サービス利用料金の1

割を事業者にお支払い頂きます。(定率負担または利用者負担額といいます。)

尚、介護給付費等が給付されるサービスの場合でも、代理受領を行わない場合(償還払いの場合も含む。)については、一旦全額を事業者にお支払い頂きます。

・利用料その他の費用

サービスの利用料の額は、市町村長が定める基準額です。内1割が利用者の自己負担金となります。

区分	身体障害者(1割負担)
区分6	1日：923円
区分5	1日：784円
区分4	1日：648円
区分3	1日：583円
区分2	1日：509円
区分1	1日：509円

上記の区分単価に加え、以下の料金を徴収いたします。

短期栄養士加算	1日：22円
短期利用加算	1日：30円

- ・前項の他に、次に掲げるものについては、その他費用の額としてその実費を徴収致します。

① 食費 1日 1,950円 1食 650円 ※食事数に応じて徴収

※ 市町村から食事提供体制加算(48単位・480円/日)が支払われる場合は、上記の料金に加え、加算に対しての1割負担48円/日を徴収致します。

② 処遇改善加算：サービス単価総数の8.6%を上記料金に加算して徴収します。

③ 特定処遇改善加算：サービス単価総数の2.1%を上記料金に加算して徴収します。

※ 【キャンセル料について】(契約書第6条参照)

サービス実施日前日(土日祝日年末年始を除く)の16時迄に利用の中止を申し出た場合は、キャンセル料は掛かりませんが、その後のキャンセルについては、キャンセル料として1食分全額を徴収致します。

④ その他 日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、利用者負担が適当と思われる費用(介護給付費対象外サービスに関する利用料金：別紙「サービス利用説明書」参照)。

指定障害福祉サービスの短期入所

<介護給付費等の対象となるサービスの概要>

サービス提供の内容は、短期入所です。

全てのサービスは、個別支援計画に基づいて行われます。この個別支援計画は、利用者の自立生活を支援し、様々な課題の解決を目的として当施設のサービス管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者に同意を頂くものです。

尚、個別支援計画の写しは、利用者に交付致します。

① 日常生活の支援

i 食事の提供及び栄養管理

- ・栄養・利用者の身体の状態・希望や嗜好を考慮した食事の提供を行います。
朝食（8：00～9：00）・昼食（12：00～13：00）・夕食（17：30～18：30）

ii 入浴又は清拭

- ・入浴・清拭は、毎週2回以上行います。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう目指し、入浴が困難な場合には清拭を行うなど適切な方法で実施します。

iii 排泄

- ・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

iv 着脱・離床・整容・その他日常生活上必要な支援

- ・利用者の心身の能力を最大限活用し、着脱、離床、整容、その他日常生活の自立に向けた支援を行います。

v 適切な技術による訓練等

- ・手指機能訓練 月～金 9：30～11：30

② 医療及び健康管理

i 医療

医師による診療・治療

医師氏名 秋場 齊

診療科 内科

診察日 毎月1回以上

尚、利用者が専門医師等の診断、治療を要することになった場合には、下記の医療機関において受診・治療を受けることができます。（付添費は別途徴収致します。）

医療機関

1. 山之内病院
2. ポプラクリニック
3. 君塚病院
4. 公立長生病院
5. さかい泌尿器科病院
6. 茂原中央病院
7. 宍倉病院
8. 永吉の眼科

ii 服薬の支援

医師から処方された薬に関しては、指示通り服薬できるように支援します。

iii 緊急時の対応

緊急時には、救急車輦にて病院搬送を行い、身元保証人に連絡します。

③ 社会的活動の支援

i 日中活動支援

施設内行事 お花見会、夏祭り、運動会、クリスマス会、節分会等

ii 余暇活動

iii その他の社会活動

行政機関への手続き 随時

④ 相談援助

利用者からの相談に誠意をもって対応します。

内容等を把握し、個別支援計画に考慮します。

(2) 介護給付費等の対象外サービス

対象外サービスは介護給付費の対象とならないため、希望する場合には、別紙「サービス利用説明書」の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

尚、所定の料金は、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

<介護給付費等の対象外サービスの概要>

(1) 治療食

糖尿病や高血圧等医師の指示による食事を提供する場合。

(2) 個人希望特別食

i 施設で指定した日に提供する普段の食事の単価を超えた特別食を希望する場合は、超過分を徴収致します。

ii 施設で指定した日に提供する選択食の実費を徴収致します。

(3) 外出支援・通院支援の付き添い

職員が外出や通院の付き添いを行います。外出時間は、施設の指定した時間。通院については、休日、深夜、早朝、夜間の時間帯は、割り増し料金になります。他の利用者と一緒にいる場合は、人数割りの料金になります。

(4) 美容

施設で指定した日にカットができます。

(5) 銀行・郵便局代行

月2回、施設で指定した日に希望する場合は、銀行・郵便局の手続きを代行します。

(6) 買い物代行

月2回、施設で指定した日に希望する場合は、買い物を代行します。

(7) 記録や情報のコピーが出来ます。

(8) パット等

施設のものを使用する場合は、1袋単位で販売致します。

防災上限られた範囲内で、持ち込むことも可能です。

(9) 貸与寝具の特別なクリーニング

特別に取り替えが必要になった場合、別途クリーニング代を徴収致します。

(10)所持品の処分

不燃物及びリサイクル法に基づく電化製品処分費用を徴収致します。

(11)行事参加費の一部負担

(12)利用者の希望による外出に伴う費用

入場料・交通費・食費等の実費。

(13)日用品

タオル類として、別途徴収致します。

(14)お茶・おやつ

午前・午後のお茶と、週1回のおやつを提供します。

(15)貴重品管理

健康保険証、障害者手帳、受給者証、現金2,000円以内に限り、1回の短期入所利用期間中に預かります。

(16)利用者の負担金支払い時の振り込み手数料

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用はサービス利用終了時に、利用期間分の合計額を現金または振込にてお支払い下さい。現金の場合は、本部会計科にてお支払い下さい。

① ご登録口座からの引き落とし

金融機関口座からの自動引き落としは、手続き終了次第引き落とさせていただきます。

② 指定口座へのお振込み

千葉銀行	一宮支店	普通預金	口座番号1032765
振込口座名義			
フリガナ	シャカイケソウジン	アイノトモキョウカイ	リジチョウ ヒタニ フミオ
社会福祉法人 愛の友協会 理事長 日谷 文雄			

② 本部会計窓口での現金支払い（9：00～17：00）

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第5項参照）

施設は、当施設が規定する個人情報保護規定及び関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に関して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

・当施設における記録の項目は次の通りです。

(1) 個別支援計画

(2) サービス提供の具体的な内容

(3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令

で義務付けられた市町村への通知事項

- (4) やむを得ず、身体拘束等を行った場合の状況や、緊急やむを得ない理由など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況及び事故に際しての対応

◇閲覧・複写が出来る窓口業務時間 午前 9 : 00～午後 17 : 00

8. 苦情の受付について (契約書 第 14 条参照)

- (1) 当施設における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口担当者 (介護副責任者) 永野 はるみ	所在地 長生郡長生村金田 2 1 3 3 電話番号 0 4 7 5 - 3 2 - 2 5 8 7 FAX 0 4 7 5 - 3 2 - 1 3 4 5
苦情解決責任者 (施設長) 鶴沢 ひとみ	受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 17 : 00
第三者委員 介護支援専門員・正看護師 井上 昭子	

- (2) 行政機関その他の苦情受付機関

障害福祉課	所在地 電話番号 FAX 受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 5 : 00
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4 - 3 (社会福祉センター内) 電話番号 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 4 FAX 0 4 3 - 2 4 6 - 0 2 9 8 受付時間 月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 5 : 00

9. 非常災害対策

- (1) 災害時の対応

社会福祉法人 愛の友協会 消防計画に基づき迅速に対応します。

- (2) 防災設備

非常警報装置 (定期点検)、非常通報装置、非常放送装置、非常口、消火器、三角バケツ、誘導灯、懐中電灯が設置してあります。

- (3) 防災訓練

定期的に避難誘導訓練及び防火訓練を実施しております。

夜間防災訓練（6月）、総合防災訓練（9月、3月）

（4）防災設備点検

防災社による消防設備点検（年2回）（7月、1月）

施設内消防設備点検（各月防災委員により実施）

10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講じます。

（1）虐待の防止に関する責任者の選定

虐待防止に関する責任者	施設長 鶴沢 ひとみ
-------------	------------

（2）成年後見人制度利用支援

（3）従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

（4）虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討を行います。

11. 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化を図るために、下記の対策を講じます。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

（3）従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

令和 年 月 日

指定障害者支援施設モア・しょうえいに関するサービス（短期入所）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名 指定障害者支援施設 モア・しょうえい

説明者職名 施設長 氏名 鶴沢 ひとみ 印

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、指定障害者支援施設に関するサービス（短期入所）の提供及び利用の開始に同意しました。

利用者 住所 〒

氏名 印

連帯保証人 住所 〒

続柄
氏名 印

連帯保証人 住所 〒

続柄
氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第78号（平成14年6月13日）第80条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。